

大井町家庭用消火器購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭に対し、消火器の購入に要する経費の一部を補助することにより、町内における地震による火災及び通常火災の初期消火に備え、もって町民の生命及び財産を守ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内に住所を有し、かつ、住民登録上の世帯主である者とする。また、消防法施行令により消火器の設置を義務付けられている防火対象物に設置しようとする者を除く。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、国家検定合格品者の住宅用消火器の購入に要する経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1の額とし、10,000円を上限とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1年度内に1世帯1本限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、消火器を購入した後、大井町家庭用消火器購入補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類のいずれかを添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 消火器の購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等）
- (2) 購入した消火器が、国家検定合格品であることがわかる書類（国家検定の合格表示などを明瞭に撮影した写真等）
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに交付及び補助金の額の確定を行い、大井町家庭用消火器購入補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の支払)

第7条 町長は、第6条の規定による補助金の額の確定後、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 町長は、補助を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、第6条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 町長は、第1項に基づき交付決定を取り消したときには、交付決定取消通知書(第3号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 町長は、第1項に基づき交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(第4号様式)により、20日以内の期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(検査等)

第9条 町長は、受給者に対し補助金交付に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。